

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成29年11月20日	国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務(家具その4)	当初32,400,000 変更前39,074,400 変更前39,744,000 変更後40,392,000	総合企画局総合政策室	株式会社J・フロント建装	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成30年10月30日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム(オンライン処理)平成30年度追付改修作業業務委託	31,903,200	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社アルバス	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
003	平成30年11月1日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う障害者福祉システム等(オンライン処理)平成30年度追付改修作業業務委託	27,813,456	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成30年11月12日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う福祉医療システム(オンライン処理)平成30年度追付改修作業業務委託	19,932,480	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社アルバス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成30年11月29日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う介護保険システム(オンライン処理)平成30年度追付改修作業業務委託	167,840,640	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
006	平成30年11月29日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う国民健康保険システム(オンライン処理)平成30年度追付改修作業業務委託	129,107,088	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
007	平成30年10月31日	京都市マイナンバー連携システムに係る印刷機能の追加対応業務委託	39,522,870	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムに係る印刷機能の追加対応業務委託に係るコンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
008	平成31年02月01日	京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応設計業務委託(平成31年6月向け)	6,959,898	総合企画局情報化推進室情報システム担当	マイナンバー連携システムデータ標準レイアウト改版(H31.6向け)対応業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	平成30年12月27日	元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託	207,097,560	総合企画局情報化推進室情報システム担当	元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国立京都国際会館多目的ホール「京都らしい調度・備品」制作業務（家具その4）
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室
- 3 契約締結日
（当初）平成29年11月20日，（変更前）平成30年6月4日，
（変更前）平成30年8月17日，（変更後）平成30年11月15日
- 4 履行期間
（当初）契約日の翌日から平成30年 8月31日まで
（変更前）契約日の翌日から平成30年11月30日まで
（変更後）契約日の翌日から平成31年 1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区安土町1丁目8番15号野村不動産大阪ビル
株式会社 J. フロント建装
- 6 契約金額（税込み）
（当初）32,400,000円，（変更後）39,074,400円，
（変更後）39,744,000円，（変更後）40,392,000円
- 7 契約内容
京都らしい調度・備品の制作等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務については、契約の相手方の能力、技術、経験等により履行内容が異なることから、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行った。
受託候補者の選定に当たっては、提出された提案書に基づき、実施体制、業務実績、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的な実現が期待できることから、株式会社 J. フロント建装を受託候補者として選定し、契約の相手方とした。その後、パーテーションの制作数の変更とパーテーションCの仕様変更のため平成30年6月4日付で契約を変更した。さらに、パーテーションC用の台座の追加制作等のため、平成30年8月17日付で再度契約を変更した。最後に、パーテーションb-1のキャスター付ベース金物追加のため、平成30年11月15日付で契約を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年10月30日
- 4 履行期間
平成30年10月31日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院坤町53番地
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）
31,903,200円
- 7 契約内容
現行の住民基本台帳システム（オンライン処理）の改修内容を、オープン化後の同システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る住民基本台帳システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の新システムに、これまでに現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う障害者福祉システム等（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年11月1日
- 4 履行期間
平成30年11月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人 京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
27,813,456円
- 7 契約内容
現行の障害者福祉システム等（オンライン処理）の改修内容を、オープン化後の同システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る障害者福祉システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の新システムに、現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う福祉医療システム（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年11月12日
- 4 履行期間
平成30年11月13日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院坤町53番地
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）
19,932,480円
- 7 契約内容
現行の福祉医療システム（オンライン処理）の改修内容を、オープン化後の同システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る福祉医療システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の新システムに、これまでに現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う介護保険システム（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年11月29日
- 4 履行期間
平成30年11月30日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人 京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
167,840,640円
- 7 契約内容
現行の介護保険システム（オンライン処理）の改修内容を、オープン化後の同システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る介護保険システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の新システムに、現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があるほか、本体から調達した場合には、システムの開発における責任分界点が不明確となり、不具合が生じた場合などに著しい支障が生じることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う国民健康保険システム（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年11月29日
- 4 履行期間
平成30年11月30日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人 京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
129,107,088円
- 7 契約内容
現行の国民健康保険システム（オンライン処理）の改修内容を、オープン化後の同システムに反映させるための改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る国民健康保険システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の新システムに、現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があるほか、本体から調達した場合には、システムの開発における責任分界点が不明確となり、不具合が生じた場合などに著しい支障が生じることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システムに係る印刷機能の追加対応業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年10月31日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
京都市マイナンバー連携システムに係る印刷機能の追加対応業務委託に係るコンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
39,522,870円
- 7 契約内容
京都市マイナンバー連携システムにおいて、情報照会結果を印刷する機能を追加する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。
このため、本業務を履行できる相手方は同社しかないことから、随意契約を締結するものである。
また、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、日本電気株式会社のグループ企業の高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾している株式会社ソフィアが必要である。しかし、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応設計業務委託（平成31年6月向け）

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

平成31年2月1日

4 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

マイナンバー連携システムデータ標準レイアウト改版(H31.6向け)対応業務委託に係るコンソーシアム

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

6,959,898円

7 契約内容

データ標準レイアウトが平成31年6月から変更されるため、新レイアウトに対応した設計を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。

このため、本業務を履行できる相手方は同社しかないことから、随意契約を締結するものである。

また、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、日本電気株式会社のグループ企業の高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾している株式会社ソフィアが必要である。しかし、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8の通り

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成30年12月27日
- 4 履行期間
平成30年12月27日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番地 京都三井ビルディング
元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託コンソーシアム
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
207,097,560円
- 7 契約内容
大型汎用機で稼働する業務システムについて、新元号への改元に対応する改修を行う必要があるため、前回（平成30年7月1日付け）契約で作成した詳細設計に基づき、システム改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回改修作業の対象となる各業務システムは、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。本件改修作業では、日本電気株式会社が著作権を有し、同社及び同社のグループ企業等のみで使用が許可されるATSS, NEDIT, CASEWORLD等の各種ソフトウェアを使用する必要がある。
したがって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、NECと、NECのグループ企業等であり、高度な

専門技術及び知識を有する要員を確保でき、NECが著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社、株式会社ソフィア、株式会社ワードシステム及び株式会社サンネットの5社で構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

※ 日本電気株式会社は競争入札参加停止中（入札参加停止期間：平成29年2月2日から平成31年1月29日まで）だが、上記理由及び京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書きにより、契約相手方とする。

11 その他